

この指針は帯広光南病院における医療安全管理に関する基本事項を定めたものであり、掲示等により患者、利用者等に公表するとともに、病院内の全職員に対して周知を図り、医療安全管理についての意識の向上に資するものである。

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

事故のない安全な医療を提供していくためには、医療従事者・職員ひとりひとりが危機意識を持ち、最大限の注意を払いながら日々の患者の医療・看護・介護に当たらねばならない。しかし、「人間であれば誰でもエラーをおかす」という事実を前提にすれば、高度化・複雑化する医療環境のなかでは、医療従事者・職員個人の努力に依存した事故防止対策には限界がある。

このため、帯広光南病院は、組織的な医療事故等の防止について検討し、患者が安心して良質の医療を受けられるような環境を築くために、エラーを誘発しない環境や起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体として整備していく。組織的な医療事故等防止対策の手段として、「リスクマネジメント」の考え方を導入しリスクの把握、分析、対処、評価のプロセスが継続するようなシステムを構築する。そのためには、発生したエラーについては、断じてこれを隠蔽することなく、積極的に報告できる職場環境を確立し、報告されたエラーについては、常にこれを教材とし、分析し、現場へフィードバックし、再発の防止と、エラーが医療事故等につながらない体制を整える。

2. 医療安全管理委員会及びリスクマネジメント部会の設置

本院の医療事故、および事故(医療行為に起因しない・患者の身体に関するものでない事故)に係る安全管理のための委員会として「医療安全管理委員会」を設置するとともに、委員会内に「リスクマネジメント部会」を設置し各部門にリスクマネージャーを配置する。「医療安全管理委員会」は病院長を委員長とし、当院における医療事故等を防止するため「医療安全管理規程」を策定する。「医療安全管理委員会」は医療事故等が発生した場合の適切な対応を協議するとともに、医療の質の向上を図るため、原則として月1回定例的に開催する。なお、委員長が必要と認めたときは随時、開催する。「リスクマネジメント部会」は、病院長に任命されたリスクマネジメント部会長が統括し、ヒヤリはっと、およびインシデント事例を多角的に分析するとともに、緊急な対応、再発防止及びその他の対策に関して、専門的に調査、審議、報告し、医療事故等の防止・安全の確保について中心的な役割を担うものとする。その他、所掌事項等詳細については別(医療安全管理委員会設置要綱)に定める。

3. 安全管理のための職員研修

医療安全管理対策について、すべての職員の理解を深めるため、院内研修を実施する等、普段からその院内啓発に努めるものとする。また、医療安全管理委員会は職員研修委員会と連携し、全職員を対象とした安全管理に関する研修を年2回以上開催する。

4. 医療の安全確保を目的とした改善のための方策

医療事故等に関する情報は、早期に把握し、対策を講ずることが重要である。したがって医療事故等が発生した場合は、事故報告を可及的速やかに行うこととし、把握したリスクに対しては関連の委員会において、原因の分析・改善・恒久的な対策の策定及び評価を協議するものとする。リスクの分析・改善に際して、誰でも事故を起こす可能性があることを前提に個人ではなく、システムの問題として捉え、再発防止の視点で事故等の原因や状況の分析及び改善を行うものとする。リスクマネジメント部会は、これら安全確保の改善実践に向けて、さまざまな形で全面的に関与し、積極的に取り組む。

5. 医療事故・事故発生時の対応

ヒヤリはっと、医療事故・事故等が発生(発見)した場合、報告を受けた現場責任者は状況を判断して、別表の医療事故等のレベル区分表による「0～3a」にあたるヒヤリはっと、またはインシデントは、リスクマネージャーに報告し、報告を受けたリスクマネージャーは発生(発見)者と協力してヒヤリハット、またはインシデント報告書を作成する。別表の医療事故等のレベル区分表による「3b」以上にあたる医療事故および重大な事故については、病院長、主治医及び医療安全管理委員会へ報告し、(時間外においては、「緊急連絡網」によって報告を行う)緊急対策を構ずるとともに、病院長(医療安全管理委員長)は医療安全管理委員会を開催して、再発防止策及びその後の対応等について協議し、法人本部ならびに行政機関への報告を可及的速やかに行い、医療事故・事故報告書を作成し、提出する。

病院長、主治医、事務局長等のご家族等に事故についての説明を速やかに行う。

6. 医薬品の安全管理

医薬品安全管理責任者と連携を図り、医薬品の安全管理の体制の確保および医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成ならびに改正について協議する。

7. 医療機器の安全管理

医療機器安全管理責任者と連携を図り、医療機器に係る安全管理のための体制の確保および医療機器保守点検計画書の作成ならびに保守点検の実施について協議する。

8. 患者等に対する本指針の公表

本指針は病院受付、待合室等にて閲覧することができることとする。また帯広光南病院のホームページに掲載し、広く患者等の閲覧に供することとする。

9. 患者からの相談への対応

病状や看護・介護方針などに関する患者からの相談に対しては、支援相談課がその窓口となり、必要に応じて部門長、院長等へ内容を報告するなどして対応する。また、報告された内容により管理責任者は対応委員会開催の必要性を判断する。

10. その他医療安全のために必要な基本方針

管理者が事故防止に対する強い意思を全職員に向けて示すこと。また実効性を担保するため、医療安全管理対策の見直しを常におこない、その結果を速やかに全職員に周知するとともに「医療安全管理規程」の改正を随時おこなう。